名張市自治基本条例検討案

1.条例の目的

この条例は、名張市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、自立し持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

2. 定義

市民

市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者及び市内に事業所を置く事業者、市内で活動する団体等をいう。

参画

政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思 形成に関わることをいう。

協働

多様な主体がその責任と役割分担を理解し、協力して地域課題の解決にあたることをいう。

3.市民自治の原則

人権

市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その個性や能力が十分に発揮されること。

情報共有

市民、市議会及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。

参画及び協働

市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、多様な主体が役割分担意識を共有し協力してまちづくりを行うこと。